

中山タワーパーキング_取扱説明書・特約事項等

《特記事項》

(1)別途、現地係員に提示いただく駐車票を貸与いたします。ご使用終了時には返却いただきます。

(確認事項)

・中山タワーパーキング（以下「本駐車場」という。）の営業時間は午前 7:00～午後 23:00 までであり、乙は、それ以外の時間帯は入出庫ができないことを同意の上、使用するものとします。

・乙は、本駐車場が保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の発行できない施設であることを予め了承のうえ、契約の締結を行うものとします。

・乙は、乙の責任と負担において、契約車両の寸法を確認し、以下の駐車場の入庫制限寸法内に収まっていることを確認した上で使用します（買換え等による車両変更含む）。

高さ：1.55m以下 幅：1.85m以下(ドアミラー含む) 全長：4.9m以下 重量：1.7 t 以下
タイヤ幅：1.76m以下

(駐車許可証)

- 1 本契約の締結と同時に、甲は乙に対して駐車許可証を貸与するものとします。乙は入出庫の際に駐車許可証を必ず携帯し本駐車場を利用するものとします。
- 2 乙は本契約の終了後、直ちに甲へ駐車許可証を返却するものとします。
- 3 乙は、駐車許可証を紛失した際は直ちに甲に連絡し、駐車許可証の再発行をするものとします。ただし、再発行に要する相当期間、乙は本駐車場が利用出来ない事について予め了承するものとします。

(使用停止)

・甲は、突発的な停電、集中豪雨等による水害、駐車場施設の故障、駐車場施設のメンテナンス、その他本駐車場の利用が出来ないと判断した場合、予め乙に連絡または、事前に駐車場に掲示するものとし、駐車場施設の利用を停止することが出来るものとします。但し、非常の場合または甲の定休日、営業時間外等、甲が予めこの旨を通知連絡出来ないときは事後速やかに乙に報告するものとします。

・甲は、本駐車場施設の電気設備点検の際は、予め、乙に連絡または、事前に駐車場に掲示するものとし、駐車場施設の利用を停止することが出来るものとします。

・甲は、利用停止による乙の被った損害等については責めを負わず、乙は甲に対して金銭その他一切の請求は出来ないものとします。

(契約の消滅)

・天災地変その他不可抗力により本駐車場の全部または一部が滅失若しくは破損等し、本駐車場施設の使用が出来なくなった場合には、本契約は当然消滅し、これによって被った損害等については甲・乙共に相手方に対して賠償の責を負わないものとします。

以上